



埼玉県報

第103号
令和2年(2020年)
5月7日
木曜日

目次

管理規程

- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）

告示

- 葛西用水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 八条用水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 増林土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年五月七日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「業務」の下に「並びに新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）に関する業務」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十七日認可した。

令和二年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

葛西用水路土地改良区

二 事務所所在地

幸手市

告 示

埼玉県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十七日認可した。

令和二年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

八条用水路土地改良区

二 事務所所在地

越谷市

告示

埼玉県告示第四百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年四月二十七日認可した。

令和二年五月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

増林土地改良区

二 事務所所在地

越谷市

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

令和元年埼玉県告示第七百四十五号で公示した公共測量は、令和二年三月二十七日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕